

## 放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案の一部修正

平成22年4月30日から同年5月31日までの間、意見募集を行った「放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案について」について、規定の明確化等のため、以下のとおり、修正を行った。

原案	修正案	修正の理由
<p>2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に<u>比較</u>審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準に適合しているものを優先するものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>	<p>2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準の<u>いずれにも</u>適合しているものを優先するものとする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>	<p>比較審査基準において、「広告放送の割合」「青少年の保護」「字幕番組の充実」「放送番組の高画質性」の4項目に設けた基準を「すべて満たす申請を優先すること」をより明確化するための技術的修正。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 青少年の保護</p> <p>成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、<u>暴力表現等を含む</u>放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。</p> <p>(7)～(11) (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 青少年の保護</p> <p>成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。</p> <p>(7)～(11) (略)</p>	<p>表現の自由を最大限に尊重する観点から、ご意見を踏まえ、「暴力表現等を含む」を削除する修正を行うもの。</p>
<p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記2(4)及び3(8)の規定は、<u>高精細度</u>テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記3(8)の基準の審査に当たっては、委託放</p>	<p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記2(4)及び3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(8)の基準の審査に当たっては、委託放送事</p>	<p>「東経110度CS放送に限り、標準テレビジョン放送について高精細度テレビジョン放送と一緒に審査を実施すること」をより明確化するための技術的修</p>

<p>送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請とみなす。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請とみなす。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>正。</p>
---	---	-----------

※ 下線部分が変更箇所